

1 川越市文化芸術振興計画について

平成 29 年改正の文化芸術基本法では、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすることが不可欠である。」とうたっています。

本市では平成 28 年度～令和 7 年度を計画年度とする「第四次川越市総合計画」の「第 3 章 教育・文化・スポーツ」の施策として「文化芸術活動の充実」を掲げています。

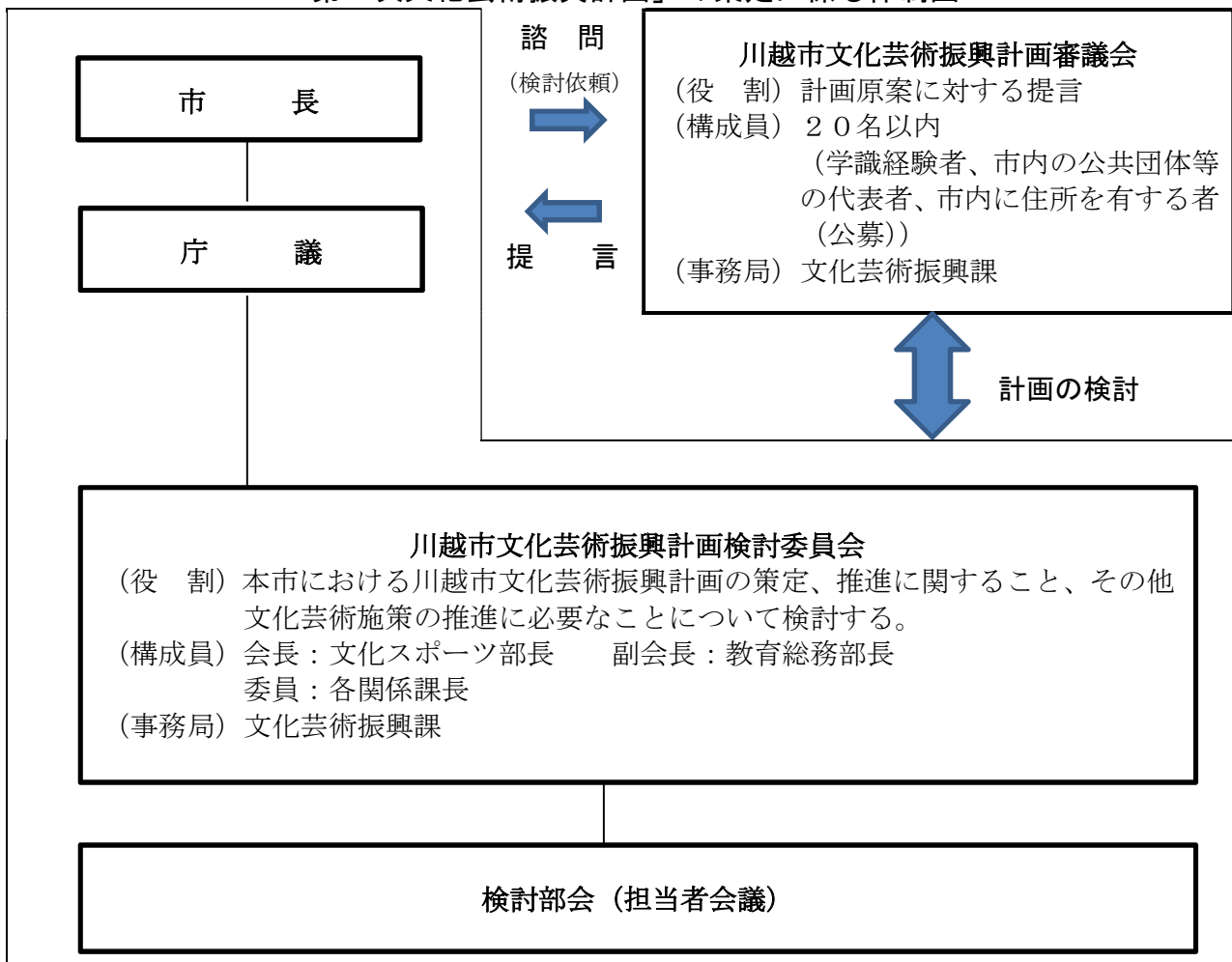
現行の「第二次川越市文化芸術振興計画」の計画年度が令和 2 年度で満了となるため、引き続き本市の文化芸術を総合的かつ計画的に推進するため、「第三次川越市文化芸術振興計画」の策定が必要です。

2 川越市の文化芸術振興計画の沿革

- ・平成 23 年度～27 年度 川越市文化芸術振興計画
- ・平成 28 年度～令和 2 年度 第二次川越市文化芸術振興計画

3 検討体制

「第三次文化芸術振興計画」の策定に係る体制図



4 計画の位置づけ

本計画は本市の文化芸術振興についての方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進するための計画です。

「第四次川越市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけられ、策定にあたっては、「文化芸術基本法」をはじめとする国の関連する法律・計画や、埼玉県条例・計画の理念を踏まえるとともに、本市の「川越教育基本計画」などの関連計画等と整合を図ります。

川越市総合計画 施策No.14「文化芸術活動の充実」

目的：「心豊かな生活を実現するとともに、まちに魅力と活力の創出を図ること。」

《取組施策》

- ①文化芸術の振興
- ②文化芸術に触れる機会づくり
- ③文化芸術活動への支援
- ④市立美術館の充実

5 国の動向

(1) 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法）の改正（平成 29 年 6 月）

平成13年に文化芸術振興基本法が制定されて約16年経過の後、同法の改正が行われ、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」と「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」をその改正の趣旨としています。

■主な内容

《基本理念の改正内容》

- ① 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ② 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- ③ 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④ 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

《それぞれの国や地方公共団体等の役割に関する規定》

○地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○国（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

○文化芸術団体の役割

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

○関係者相互の連携及び協働

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

またこの基本法では、新たに地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定しています。

（文化芸術推進基本計画等（地方文化芸術推進基本計画））

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）

町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（2）新しい文化芸術基本推進基本計画の策定（平成30年3月6日閣議決定）

「文化芸術推進基本計画」（第1期）

－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－

《計画期間》平成30年度～令和4年度

前述の文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

「文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指す」とし、文化芸術の多面的価値を打ち出しています。

計画の中に「各地方公共団体においても、地方文化芸術推進基本計画の策定に努めるなど、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることを期待したい。」と地方公共団体の役割に関する記述があります。

■主な内容

《今後の文化芸術政策の目指すべき姿》

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

目標2 創造的で活力ある社会

目標3 心豊かで多様性のある社会

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

(3) 関連法の制定

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定（平成30年6月）

「文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること」を目的とし、制定されました。

6 県の動向

(1) 埼玉県文化芸術振興基本条例の制定（平成 21 年 7 月）

文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とし、制定されました。

■主な内容

《文化芸術振興のための施策》

ア文化芸術の鑑賞等の機会の充実

ウ文化芸術による地域づくり

オ学校教育における文化芸術活動の充実

キ高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

ク文化芸術交流の推進

コ情報通信技術の活用の推進

シ推進体制の整備

イ文化芸術振興のための措置

エ文化芸術活動の担い手の育成

カ青少年の文化芸術活動の充実

ケ文化芸術施設の充実及び活用

サメセナ活動の促進

ス財政上の措置

(2) 埼玉県文化芸術振興計画（平成 28 年 4 月）

「埼玉県文化芸術振興基本条例」に基づく、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。

《計画の期間》

平成 28～令和 2 年度（5 か年）

《計画の目的》

文化芸術振興施策の総合的な推進を図り「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指す

《計画のポイント》

(1) 東京 2020 大会に向けた文化プログラムの実施とレガシーの創出

(2) 文化芸術をつなぎ役として人と地域の活力を創出

(3) 未来を切り拓く若い世代を文化芸術の担い手として支援

《基本的施策》

(戦略 1) 県民誰もが生き生きと文化芸術活動をできる基盤の整備

(戦略 2) 埼玉らしさの発見と世界への情報発信

(戦略 3) 文化芸術の力で地域の活力づくり

(戦略 4) 文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援

(戦略 5) 埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現

※令和 2 年度に計画期間が終了することから、現在次期計画の策定作業中です。

7 第三次川越市文化芸術振興振興計画の体系について

(1) 基本理念

みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、 文化芸術の推進

みんなで 取り組む	「みんな」とは、文化芸術活動の主たる担い手として様々な活動をしている個人、民間団体、事業者及び行政を指します。これらが、それぞれ主体的に活動し、連携・協働・交流することで文化芸術を推進し、まちに魅力と活力を生み出すことを目指します。
市民誰もが 親しめる	障害の有無や年齢、国籍などにかかわらず、様々な立場の人への配慮を行うことで、誰もが気軽に文化芸術に親しめる機会の拡充を目指します。 また、文化活動の拠点となる施設を充実させることにより、誰もが文化芸術に参加しやすい環境づくりを目指します。 さらに、文化芸術情報の発信を充実させることで、多くの人が文化芸術に触れる機会が拡充することを目指します。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けた、本市の文化芸術振興のための3つの基本目標です。

(1) 市民等との連携・協働・交流による文化芸術の振興

文化芸術によるまちづくりを進めるためには、行政を始め、活動の主体となる市民、民間団体、事業者等との連携・協働・交流が不可欠です。連携・協働・交流による事業の実施により、文化芸術を振興します。

(2) 市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

文化芸術は、心豊かな市民生活や活力のある社会の形成にとって重要な意義を持っています。市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくりを図ります。

とりわけ、次世代を担う子どもたちが文化芸術に親しめる機会づくりに努めます。

また、障害の有無や年齢、国籍などにかかわらず、誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくりを目指します。

(3) 文化芸術に参加しやすい環境づくり

市内には、ウェスタ川越をはじめ、川越市やまぶき会館等の文化会館など、文化芸術活動を行う市民や団体等の発表の拠点となる場が整備されています。

市民にとって身近な存在であるこれらの文化施設の充実に努めます。

また、市民意識調査で市民が文化芸術の鑑賞や文化芸術活動ができなかった理由の一つとして文化芸術に関する情報の不足が挙げられていることから、情報発信の強化に努めます。